

第1章 計画の概要

1. 計画の作成

- (1) 計画の名称 重要文化財(建造物)八千代座保存活用計画
- (2) 計画の期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで(10年)
- (3) 作成年月日 令和6年(2024)1月
- (4) 作成者 山鹿市

2. 文化財の名称等

(1) 重要文化財(建造物)の名称

- ア 名称及び員数 八千代座 1棟
附 土塀 2棟
本屋東方7.8メートル、棧瓦葺
本屋西方10.7メートル、棟門一所を含む、棧瓦葺
棟札 1枚
獅子口 1対
奉納扁額 1枚

イ 指定年月日、及び指定書の記号番号

- 昭和63(1988)年12月19日(文部省告示第127号)
- 記号番号 建第2208号

ウ 所在地 熊本県山鹿市大字山鹿1499番地

(2) 重要文化財(建造物)の構造及び形式(現状変更後の数値)

- 桁行35.4メートル、梁間36.3メートル、二階建、入母屋造、妻入、正面庇、庇上両端二階付、入母屋造、客席・左右両面二段庇、舞台及び楽屋廻り三面下屋付、奈落を含む、棧瓦葺、便所及び渡廊下附属

(3) 所有者の名称および所在地

- ア 所有者 山鹿市
- イ 所有者住所 熊本県山鹿市山鹿987番地3

3. 文化財の概要

(1) 文化財の構成

- ア 計画の対象となる文化財
- | | |
|-------------------|----|
| 八千代座 | 1棟 |
| 土塀(東塀) | 1棟 |
| 土塀(西塀) | 1棟 |
| 棟門(西非常門)土塀(西塀)を含む | 1所 |

| | | |
|-------------------|----------|----|
| イ 一体となって価値を形成する物件 | 西便所 | 1棟 |
| | 仕出シ場 | 1棟 |
| | 新便所 | 1棟 |
| | 棟門（東非常門） | 1所 |

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

八千代座は、藩政時代には御殿湯が経営されるなど温泉場としても繁栄した豊前街道の宿場町に立地しており、歴史的な街並みの重要な一角を形成している。

イ 創立沿革

明治43年(1910)に山鹿実業界が八千代座組合を組織し、八千代座設立を決定。同年10月上棟、12月竣工、翌明治44年1月11日こけら落しが挙行された。

ウ 施設の性格

当初から劇場(芝居小屋)として建設され、明治・大正・昭和と山鹿温泉を代表する文化施設として殷賑を極めたが、昭和40年代に経営不振・閉鎖に追い込まれた。その後、市民有志による保存運動により復興し、平成8年から13年にかけて、劇場として活用することを念頭に置いた大規模な修理が行われ現在に至っている。現在の客席定員は650名、年間4万人の見学者が訪れ、各種団体による施設利用者も年間4万人程で、合計約8万人の来館者がある。

エ 主な改造時期とその内容

期(建設時、明治43年1月こけら落とし以降～大正8年まで)

当初の照明はガス灯であったが、大正4年に電灯に変わった。

期(大正9年から12年)

大正10年の興行場取締規則の改正により喫煙室を設ける必要から、前年の大正9年増築工事に着手し大正12年に1階2階にそれぞれ東喫煙室と西喫煙室が完成した。

期(昭和30年代頃か)

映写室を設け映画館に改造、正面の2階に映写室が突き出す外観となった。このほか1階に借家の増築が行われた。

期(昭和62年の復興工事)

市民による瓦一枚運動により屋根瓦の葺き替えが行われ、映写室突出部の撤去の他、1階西喫煙室、仕出シ場(東売店)、菓子小屋(西売店)、西便所、楽屋東側の物置が解体撤去された。

期(平成元年～6年まで)

昭和63年に国重要文化財に指定され、平成元年2月に西側便所の復原、平成2年ポンプ小屋、防火水槽工事、消火設備配管の一部、誘導灯設備、楽屋1階保存修理工事など。平成3年防災設備工事、放水銃、ドレンチャー設置、楽屋2階保存修理工事。平成5年電源工事。平成6年廻り舞台補強、舞台床板一部修理、映写室撤去。

期（平成 8 年～13 年、平成の大修理）

大正 12 年の喫煙室の増築工事が完了した最盛期の姿に復原され、併せて耐震補強が施された。

（3）文化財の価値（161 頁に「八千代座」『月刊文化財』1989 を掲載）

八千代座は、桁行 35.4m、梁間 36.3m、木造 2 階建ての劇場である。本屋の正面は 17.2m（9 間）、側面 25.8m（13 間半）。外観は、正面に櫓を備えた白漆喰で塗込の破風が特徴的で、屋根の腰高の箱棟や巨大な切妻の瓦屋根、この大屋根に直交する正面二層の入母屋屋根とその両端から前面に突出した左右対称一対の二階喫煙室、正面入り口の重厚な木戸の造りである。

内部は、柱のない大空間客席の平土間桝席および両側に棧敷席が設けられ、天井の広告板が特徴的な意匠をみせる。また建築様式、空間構成、意匠上の特徴としては、古典的様式と簡素で重厚な造形、桝席で構成された平土間と棧敷、客席格天井の広告板による色彩的効果、伝統的な舞台機構（回り舞台、セリ、すっぽん）その他木造の伝統的な芝居小屋として特有の音響効果などがあげられる。

4．文化財保護の経緯

（1）保存事業履歴

- 明治 43 年（1910） 創建。
- 大正 3 年（1914） 初めて電灯を導入、俳優部屋に臨時灯 23 個。
- 大正 4 年（1915） ガス照明器具を撤去・売却、臨時灯 54 個設置。
- 大正 5 年（1916） 電気本設となる。
- 大正 8 年（1919） 正面 3 階席の窓に手摺設置。
- 大正 9 年（1920） 東西喫煙室（休息室）の増設、この時の左官工事は荒壁まで。俳優部屋に天井を新設。
- 大正 11 年（1922） 喫煙室の壁仕上げ（中塗、漆喰塗）を行う
- 大正 12 年（1923） 2 階喫煙室正面窓に、連子格子を設置。
- 昭和 4 年（1929） 避雷針を設置。
- 昭和 6 年（1931） 廻舞台の大引折損し、鉄板で補強。
- 昭和 20 年頃（1945）以降、東西に張り出すように配置されていた売店（東売店は「仕出シ場」、西売店は「菓子小屋」）の南側に塀を利用するようにして貸間が拡張されていた。また昭和 51 年の熊本大学工学部による調査報告では部屋名称に「旧喫煙室」とある。なお、東側の売店は、塀に開き窓や引戸が設けられる等の改造がなされていた。
- 昭和 30 年代初期（1955） 正面中央の 2・3 階席に映写室の築造
- 昭和 30 年代半ば頃（1955） 1 階客室東西の吹き放ち廊下に腰壁を設置して窓とする
- 昭和 31 年頃（1956） 下足預り場の下駄掛け（貫板）を棚型の下駄箱に改造
- 昭和 40 年代後半（1965）事実上、廃屋となった。
- 昭和 49 年（1974） 山鹿市から熊本大学工学部建築学科福原研究室に八千代座の基

礎資料作成を依頼。

昭和 50 年（1975）熊本大学工学部による調査報告。

昭和 55 年（1980）八千代座の所有権が八千代座組合から山鹿市に移譲。

昭和 60 年（1985）山鹿市は八千代座を市指定文化財に指定

昭和 62 年（1987）修理工事、第 1 回目

工事名：八千代座屋根改修工事

工 期：昭和 62 年 4 月 14 日～昭和 62 年 6 月 20 日

工事費：24,700,000 円

施 工：株式会社牧野組

修理箇所： 屋根全面葺替

本屋に連続する東西の貸家、東の風呂及び便所、西の便所撤去
映写室の正面庇上の突出部は撤去

昭和 63 年（1988）修理工事 第 2 回目

工 期：昭和 63 年 7 月 27 日～昭和 63 年 8 月 31 日

工事費：2,940,000 円

施 工：古川工務店

修理箇所： 広告天井等の腐朽部分の応急的な修理

天井裏土居土の排除

大・小道具置場及び楽屋前廊下、階段室、舞台横の大根太取替

床板腐食貼替と正面下足場柱、桁、軒裏の前回修理分の古色塗

雨戸の補修

大道具類腐食分処分

敷地内除草及び清掃等

昭和 63 年（1988）12 月 19 日 国重要文化財指定

平成元年（1989）9 月 畳敷き

平成元年度（1989）西側便所の復原

平成元年（1989）～3 年度（1991）防災設備工事

平成 2 年度（1990）

工 期：平成 2 年 7 月 1 日～平成 2 年 9 月 30 日

工事費：15,954,700 円(消費税 3%込)

施 工：古川工務店

修理箇所： 一階楽屋敷居・鴨居及び床組の補強

楽屋西側便所汲取口の整備

楽屋小便所の床レベルの復旧

西側下足預り[現管理室]の軸部補強

正面二階高欄の整備

外壁・内壁漆喰上塗り

楽屋大部屋[5 号室]廊下側の壁復旧

楽屋二階東側妻壁の整備

仮設建具の設置

東側便所北側扉復旧

二階棧敷席の仮設補強

楽屋コンセント取付

平成3年度(1991) 正面下足場・二階楽屋床組解体修理、
東西喫煙室・廊下床部分補修、
二階両棧敷・向棧敷・東西喫煙室・二階楽屋天井補修、
二階棧敷補強支持材設置

平成6年度(1994) 向棧敷に残る映写室撤去、舞台床板部分取替、
廻舞台補強支柱建

平成8年(1996)～平成13年(2001)「平成の大修理」半解体修理工事

工期：平成8年10月11日～平成13年5月31日

工事費：586,224,950円

施工：松井・野中建設工事共同企業体

修理箇所：建築工事：半解体修理工事、構造補強工事

設備工事：電灯工事、自動火災報知設備復旧、避雷設備復旧、
放水銃・配管移設、ブドウ棚・チョボ床用設備復旧

平成20年度(2008)八千代座空調設備工事(建築工事)

工期：平成20年7月16日～平成21年3月13日

工事費：99,700,000円

施工：株式会社エスケーホーム

修理箇所：八千代座本体改修工事 取外し・復旧等工事

菓子小屋天井設置工事、便所棟天井設置工事、
外構工事、畳撤去工事、畳新設工事

八千代座空調設備工事(電気設備)

工期：平成20年7月18日～平成20年10月31日

施工：富田電工

修理箇所：動力設備、受変電設備、自動火災報知設備、構内配電設備

八千代座空調設備工事(機械設備)

工期：平成20年7月16日～平成20年10月31日

施工：株式会社九電工

修理箇所：空調機器設備、空調配管設備、空調ダクト設備、空調配線設
備、換気設備、換気ダクト設備、床暖房設備、都市ガス設備

平成20年(2008) 屋外消火栓用の蓄電池(停電時発電用)取替

平成21年(2009) 舞台幕取替

平成21年度(2010) 八千代座白蟻対策工事

工期：平成21年12月25日～平成22年2月26日

工事費：887,250 円

施 工：株式会社福山空間建設研究所

平成 21 年度（2010） 夢小蔵・西側トイレ白蟻駆除業務委託

工 期：平成 22 年 3 月 15 日～平成 22 年 3 月 30 日

工事費：480,900 円

施 工：有限会社西日本防疫

平成 22 年度（2011） 八千代座白蟻防除業務委託

工 期：平成 23 年 1 月 18 日～平成 23 年 3 月 22 日

工事費：3,181,500 円

施 工：株式会社福山空間建設研究所

（2）活用履歴

八千代座は、明治 44 年（1911）の松嶋家一行による歌舞伎興業をこけら落としとして開業以来、多くの催しが行われてきたが、文化財としての活用の意味から、昭和 63 年（1988）の国重要文化財指定以降について、主なものを記す。

- ・平成元年（1989）八千代座の一般公開を開始する。
- ・平成 2 年（1990）坂東玉三郎舞踊公演、以来毎年開催（令和 4 年に 30 周年記念公演を開催）。
- ・平成 5 年（1993）坂東玉三郎芝居公演。
- ・平成 9 年（1997）工事中の八千代座の市民見学会始まる。
平成 13 年（2001）まで 36 回開催。
- ・平成 13 年（2001）5 月、平成大修理竣工のこけら落とし公演。
片岡仁左衛門一行による大歌舞伎。
6 月、八千代座一般公開を再開。
- ・平成 14 年（2002）山鹿小学校 6 年生による創作舞台発表会が始まる（現在まで継続して開催）。
- ・平成 15 年（2003）「山鹿八千代座狂言教室」スタート
- ・平成 19 年（2007）「八千代座子ども歌舞伎教室」、「優秀映画鑑賞事業」スタート
- ・平成 21 年（2009）～23 年（2011）「八千代座 100 周年事業」実施

○毎月第 2 水曜日及び 12 月 29 日～1 月 1 日は休館。休館日以外の午前 9 時から午後 6 時まで見学公開している（但し、催事内容によっては見学不可の日がある）。

○平成 13 年度以降、新型コロナウイルス感染症による影響を除き 1 年間の催事等使用回数は 90～120 回、催事入場者数は 3～4 万人で推移。

○見学公開は平成 13 年度以降再開し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前は年間 4 万人程度で推移していた。

なお、見学公開に合わせて週 3 回、「八千代座物語」と名付けて「山鹿灯籠踊り」の公演を実施している。

5. 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

八千代座は平成13年に竣工した半解体修理で根本的な修理を行い、同時に最も華やかだった大正12年（全盛期）の姿に復原された。また、この際に、劇場建築（芝居小屋）として活用し続けるために耐震補強や活用設備（音響・照明、バトン、空調、床暖房など）の設置が行われ、現在も文化財としての価値を保ちつつ、現役の劇場建築（芝居小屋）として活用されている。

ただし、平成の大修理から20年以上を経た現在、建物の各部に経年による損傷や、当時、保留もしくは判明していなかった建物の構造・仕様に起因する問題も生じてきており、改めて対策を考え直す必要がある。以下、課題を列記する。

- ・雨戸がない窓への大風対策（耐風用建具の設置を検討）
- ・腰壁（腰板）のない外壁や軒の浅い外壁などへ雨水対策
- ・外部に面する柱からの漏水（漆喰による白色化）対策
- ・非耐震化建造物の耐震診断および耐震化の検討
- ・客席天井の落下対策（天井広告、シャンデリア、ペンダント照明の耐震性能再チェック）
- ・奈落の湿気および湧水対策
- ・東側通用門の追加指定
- ・組合事務所と賄い場の復原
- ・菓子小屋の復原
- ・ポンプ小屋の移設

(2) 活用の現状と課題

平成の大修理では文化財としての修理に加え、現代の劇場建築として不可欠な活用設備（音響・照明、バトン、空調、床暖など）が組み込まれたことで、これまで八千代座本来の機能も損なうことなく活用され続けてきた。

この20年程の間、八千代座を活用していくにあたり、文化財としての価値を毀損することのないようハード面はもちろん、ソフト面でも十分に配慮して運営を行ってきたが、防災、管理、活用の面で検討を必要とする課題が生じてきた。特に防災面は喫緊の課題であり、早急な対策が必要となる。

ハード面

- ・避難計画の見直しとそれに伴う避難設備の設置と改修の検討
- ・消火計画の見直しとそれに伴う建物の施錠方法および管理方法、消火体制の検討
- ・夢小蔵からのリモートによる監視体制の強化の検討
- ・第3サスペンションバトンなど舞台設備の拡充の検討

ソフト面

- ・更なる活用に向けた使用制限の見直し（個人利用、結婚式、飲酒など）の検討
- ・現在の八千代座のプロモーター（興業主）の高齢化による後継者問題への対策
- ・プロモータースタッフへの八千代座における避難誘導方法の確認・指導の検討
- ・（一財）山鹿市地域振興公社の管理に加えプロモーターとしての業務拡大の検討

6. 計画の概要

(1) 計画区域

本計画の対象区域は、八千代座敷地、八千代座資料館(夢小蔵)、新築屋、交流施設、交通広場、新便所、ふれあい広場、木戸前広場、豊前街道駐車場とし、文化財の保存にふさわしい周辺環境の維持・誘導に努める。設定区域はいずれも山鹿市の公有地である。区域の計画上の区分を以下に示す。

| 計画区域 | 計画区域の設定内容 |
|--|---------------------------------|
| 八千代座敷地 | 建造物保全のための範囲 |
| 八千代座管理資料館「夢小蔵」 | 活用のための範囲 資料の展示・解説、管理・案内を行う施設 |
| 新築屋、交流施設、交通広場、新便所、ふれあい広場、木戸前広場、豊前街道駐車場 | 活用のための範囲 八千代座の機能を補完する施設 |

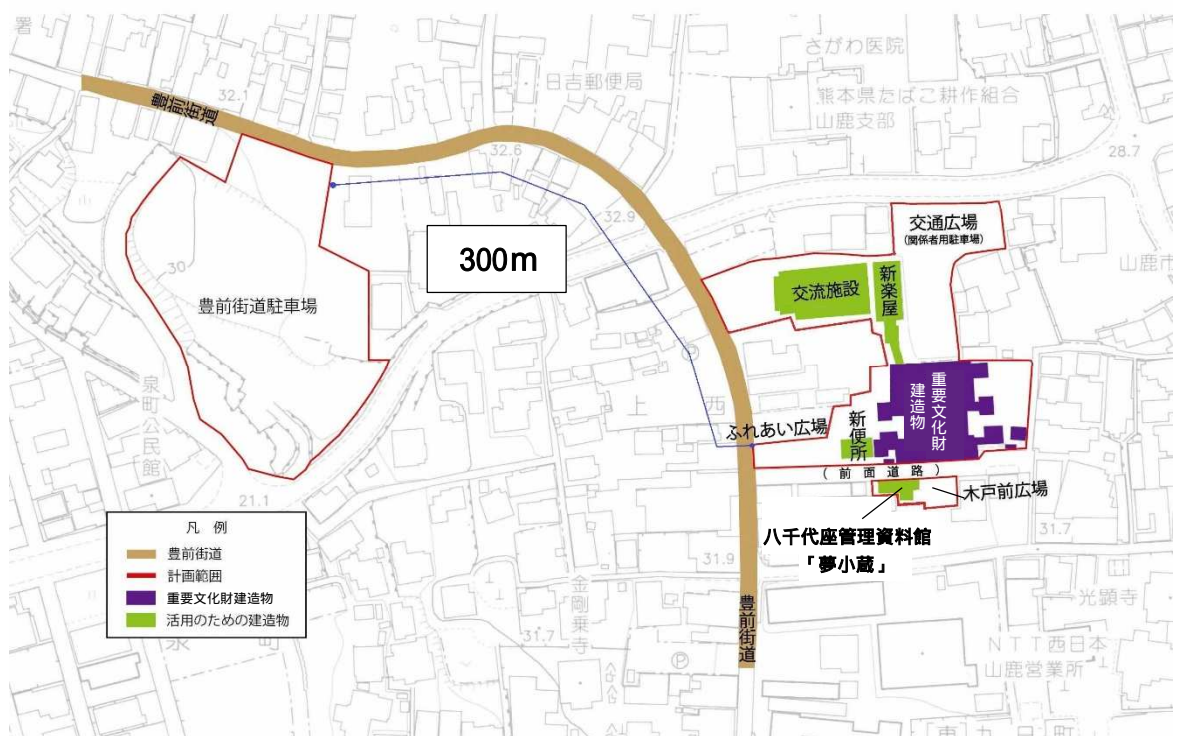


図 1 - 1 計画区域図

(2) 計画の目的

八千代座は、明治 43 年(1910)に山鹿実業界有志が組合を結成し、建設運営した芝居小屋である。江戸時代の様式を受け継ぐ本格的な芝居小屋としての価値は高く、国指定の重要文化財として一般公開することを基本とする。芝居小屋としての伝統的な機能や空間を活かして、優れた芸術文化に触れることのできる劇場として、また、

地域住民の活動や娯楽の場として市民や観光客に親しまれている。今後さらに重要文化財の建造物として、また活かした芝居小屋として保存・活用するために、諸問題を把握・整理し今後の保存管理の方法を定め、災害に備えつつ有効に活用することを目的とする。

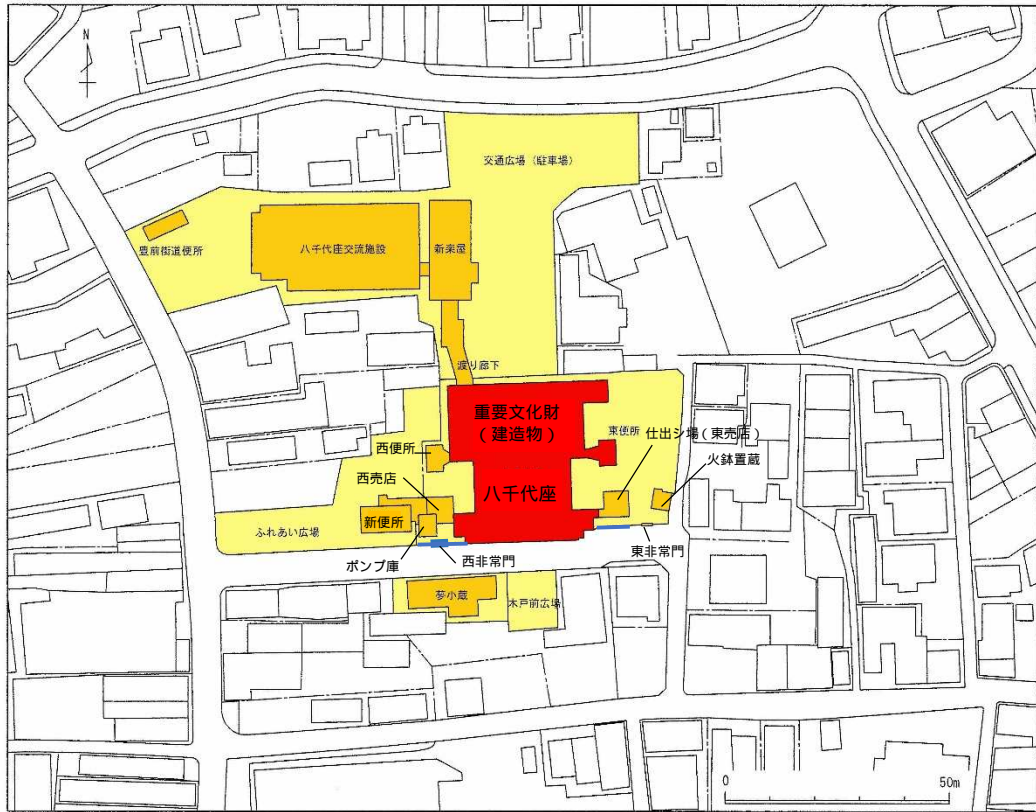


図 1 - 2 計画区域詳細図

- | | | |
|----|---|---|
| 凡例 | ■ 重要文化財(建造物) | ■ 附指定の門堀 |
| | ■ 計画区域 | ■ 区域内建物 |

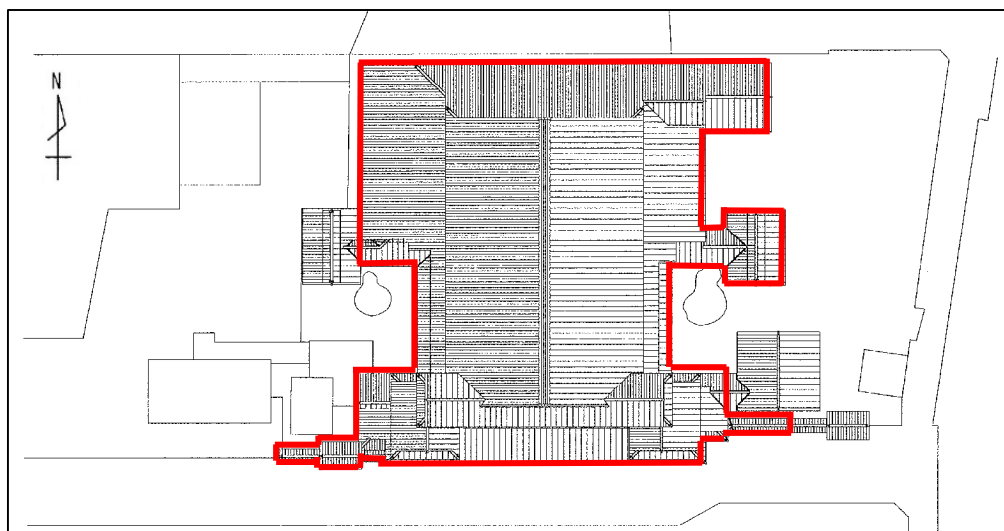


図 1 - 3 建物配置・屋根伏図

- | | |
|----|---|
| 凡例 | 重要文化財(建造物)、附指定含む |
|----|---|

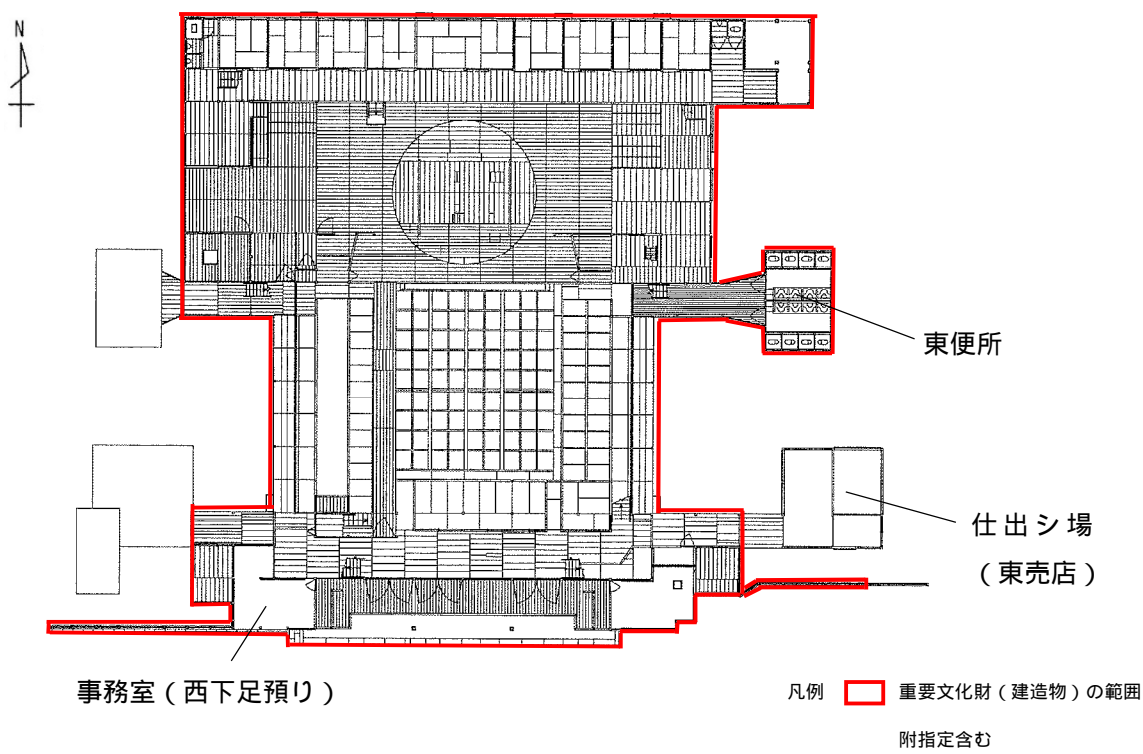


図 1 - 4 1 階平面図

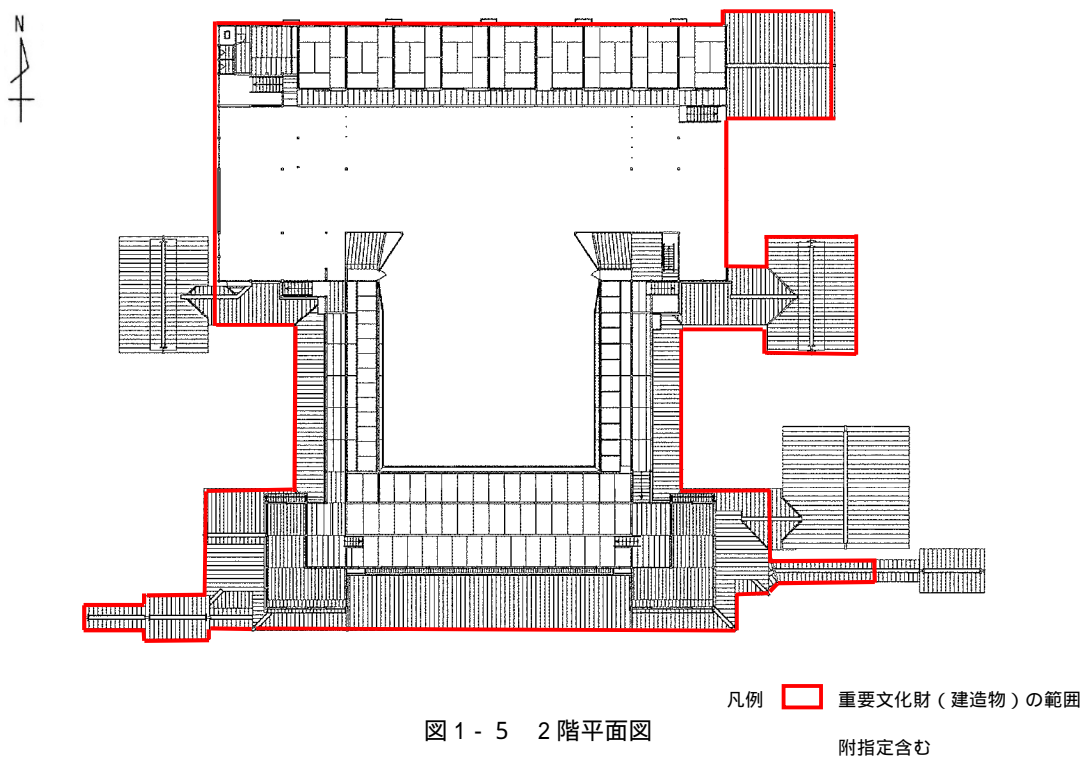


図 1 - 5 2 階平面図

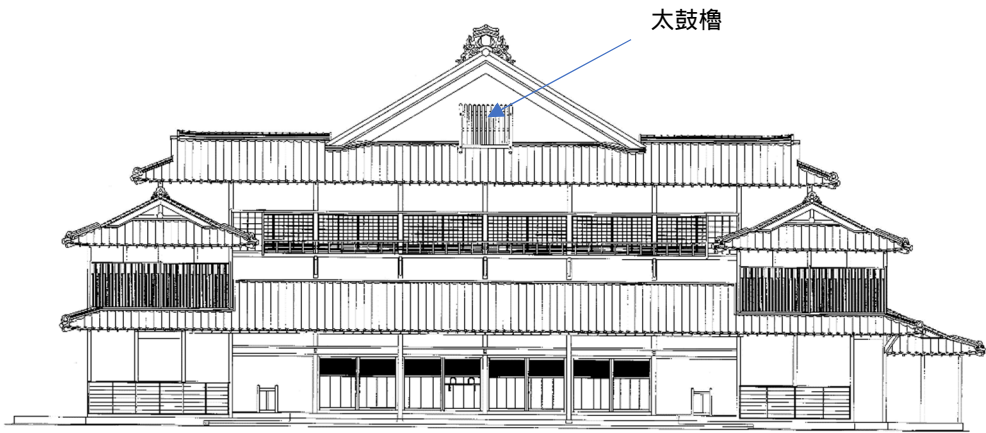


图 1 - 6 南立面图

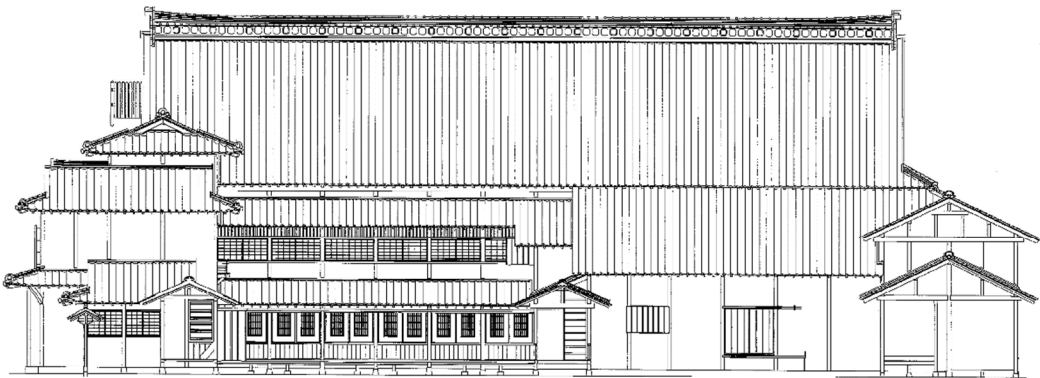


图 1 - 7 东立面图

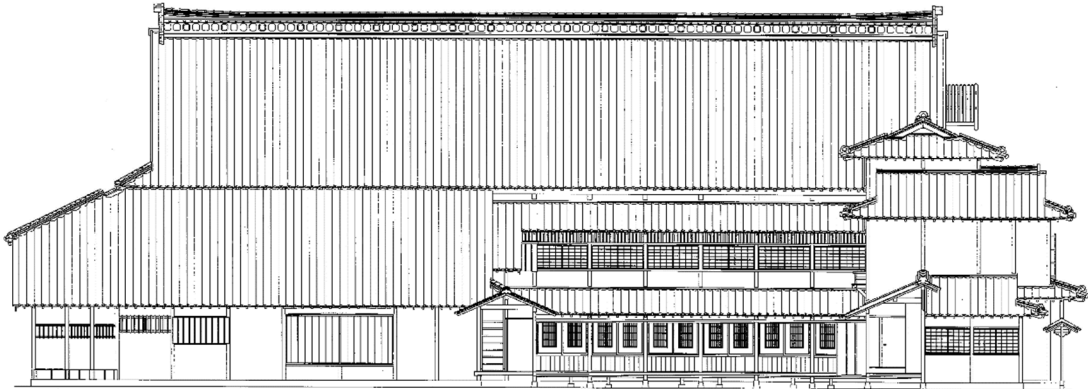


图 1 - 8 西立面图

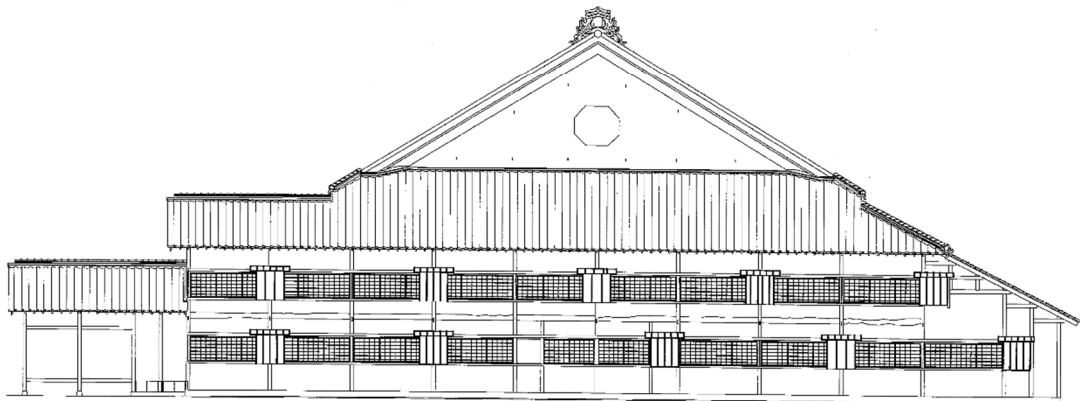


图 1 - 9 北立面图

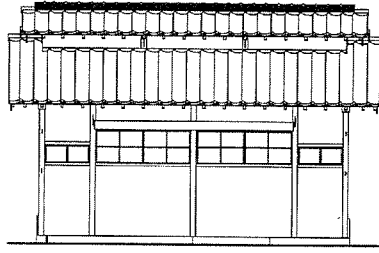


图 1 - 10 東便所東立面图

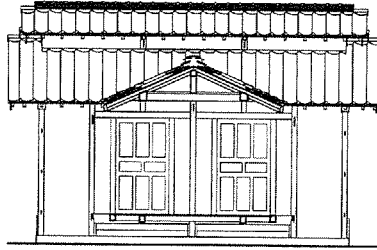


图 1 - 11 東便所西立面图

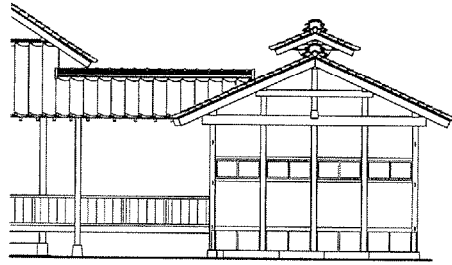


图 1 - 12 東便所南立面图

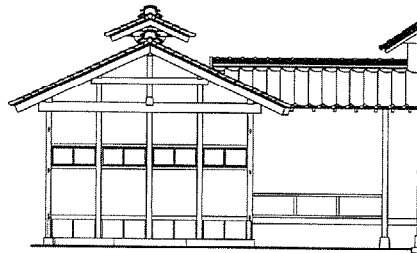


图 1 - 13 東便所北立面图

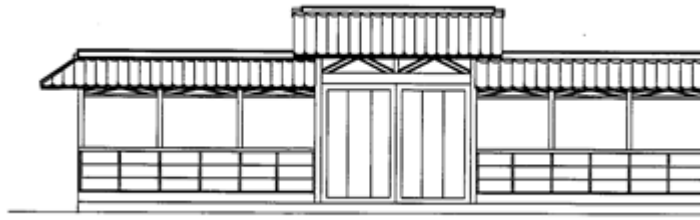


图 1 - 14 西塀・門南立面图

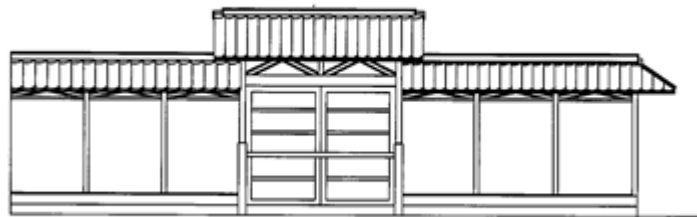


图 1 - 15 西塀・門北立面图

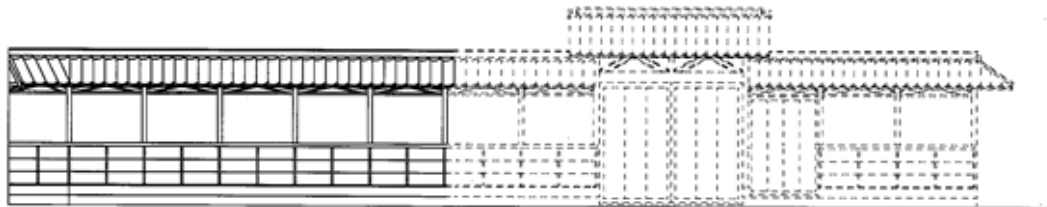


图 1 - 16 東塀・門南立面图

凡例 点線は国指定範囲外

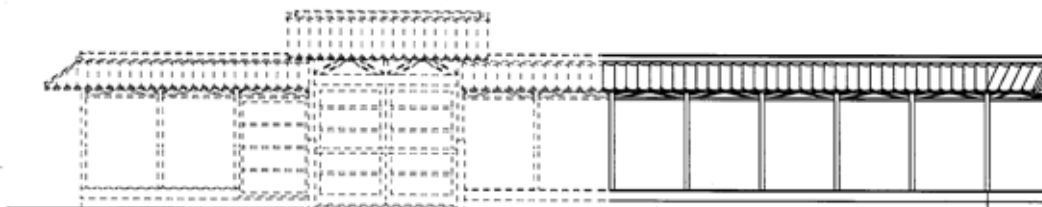


图 1 - 17 東塀・門北立面图

凡例 点線は国指定範囲外

(3) 基本方針

八千代座は、敷地とともに最盛期であった大正12年(1923)の姿を保存することが活用にあたっての前提である。建物の旧状を失っている部分についての復原修理や、当初の意匠の再現、時代性を重視した舞台用具の整備などにより芝居小屋としてのたたずまいと機能を再現する。ただし、法律上あるいは興業を行うために現代的機能を付加しなければならない部分については、意匠等を考慮した上で整備する。

(4) 計画の概要

保存管理

保存管理について、重要文化財(建造物)八千代座の文化財としての価値の所在を明らかにし、これを良好に維持するための保護の方針と管理の方法を活用とのバランスを図りながら定める。

環境保全

八千代座の所在する山鹿市は、江戸時代には豊前街道と菊池川が交わる水陸交通の拠点として栄えた都市である。明治時代も菊池川の舟運の拠点として繁栄し、山鹿裁判所、警察署、郡役所などが集まる中心地であり、温泉の整備も相まって豊前街道沿いに豊かな街並みが形成されてきたところである。八千代座は、この豊前街道沿いの一等地に地域の人々が組合を結成して建設・運営されたもので、歴史的風致「山鹿湯まち地区」(歴史的まちなみ整備事業、歴史的小路整備事業)にも指定されている。敷地周辺の環境については、八千代座が建設された当時のまちなみの賑わいや雰囲気損ねないように保全、より良い景観を形成するための方策について定める。

防災

八千代座において想定される人的災害および自然災害について、予防と対策の方針を定め、防災機器や災害発生時の対処方針について見直しを行う。特に、無人時の消火体制や建造部への消防隊員の進入方法、公演時における観客の避難経路と避難方法については、建造物の保全を基本に改定を行う。

活用

活用については、重要文化財(建造物)として、また現役の芝居小屋として、時代に合わせ変化・対応しながら後世に継承されなければならない。八千代座は、現役の芝居小屋として活用され続けることで、重要文化財(建造物)八千代座としての存続へも繋がる。そのためにも、八千代座が誕生した背景や経緯、活用の歴史や文化、精神を踏まえて改めて活用・継承していくための方策について検討する。

本計画期間に予定する維持補修工事及び活用事業については下表のとおりとする。

| 補助区分 | 内容 | 図面 番号 | R 7 | R 8 | R 9 | R 1 0 | R 1 1 | R 1 2 | R 1 3 | R 1 4 | R 1 5 | R 1 6 | R17以降 |
|--|-----------------------------|----------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035以降 |
| 国 庫 補 助 （ 美 観 向 上 整 備 事 業 ） | 屋根漆喰押さえ補修 | | | | | | ■ | | | | | | |
| | 太鼓櫓腐食部取替 | | | | | | ■ | | | | | | |
| | 東非常門・塀控え柱取替え | | | | | ■ | | | | | | | |
| | 西非常門・塀控え柱取替え | | | ■ | ■ | | | | | | | | |
| | 正面トタン看板再塗装 | | | | | | ■ | | | | | | |
| | 雨樋取替え | | | | | | ■ | | | | | | |
| | 北外壁漆喰補修 | | | ■ | | | | | | | | | |
| | 東外壁漆喰補修 | | | | ■ | | | | | | | | |
| | 西外壁漆喰補修 | | | ■ | | | | | | | | | |
| | 奈落束石取替 | | | ■ | | | | | | | | | |
| | 東側便所便器復旧 | | | | ■ | | | | | | | | |
| | 東側便所外壁腰壁設置 | | | | ■ | | | | | | | | |
| | 南外壁漆喰補修 | | | | | | ■ | | | | | | |
| | 腰壁撥水材塗布 | | | ■ | ■ | | | | | | | | |
| | 舞台・舞台廻り再塗装 | | | | | | ■ | | | | | | |
| | 旧染屋漆喰補修 | | | ■ | | | | | | | | | |
| | 内部壁漆喰補修 | | | ■ | ■ | | ■ | | | | | | |
| | 2階棧敷席入口付近壁漆喰補修 | | | | | | ■ | | | | | | |
| | 2階棧敷席手すり 塗り替え | | | ■ | ■ | | | | | | | | |
| | 屋根瓦部分補修 | | | ■ | ■ | ■ | | | | | | | |
| 木部補修 | | | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | |
| 雨戸補修 | | | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | |
| 屋根瓦葺き替え | | | | | | | | | | | | ■ | |
| 北面窓上小庇取付 | | | | | ■ | | | | | | | | |
| 2階喫煙室雨戸新設 | | | | | | | ■ | | | | | | |
| 畳替え | | | | | | | ■ | | | | | | |
| （ 国 庫 補 助 環 境 強 化 ） | 木戸口仮設スロープ設置 | | | ■ | | | | | | | | | |
| | キュービクル機器更新 | | | ■ | | | | | | | | | |
| | 空調設備機器更新（工事） | | | ■ | | | | | | | | | |
| | 床暖房設備機器更新 | | | ■ | | | | | | | | | |
| | 給排水衛生設備修繕（工事） | | | ■ | | | | | | | | | |
| （ 国 庫 補 助 等 事 業 ） | 消火ポンプ（移設または取替） | | | ■ | | | | | | | | | |
| | 避難照明（停電時用）新規設置 | | | ■ | | | | | | | | | |
| | 警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器等）更新改修 | | | ■ | | | | | | | | | |
| | 避雷設備更新 | | | ■ | | | | | | | | | |
| | 消火設備（放水銃・屋内消火栓含）更新 | | | ■ | | | | | | | | | |

